

業務委託契約書（案）

1	委託業務名称	企業版ふるさと納税マッチング支援業務
2	履行場所	市内外及び受託者社屋内
3	履行期間	令和7年（2025年）月 日から 令和8年（2026年）3月31日まで
4	契約単価	別紙1 企業版ふるさと納税マッチング支援業務 委託単価内訳書のとおり
	うち取引に係る 消費税及び地方 消費税の額	（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含まない）
（注）「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、委託料に110分の10を乗じて得た額である。		
5	契約保証金	
6	適用除外	

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各1通ずつ保有する。ただし、これに代えて本書の内容を記録した電磁的記録を作成する場合は、当事者電子署名の上、各自が当該電磁的記録を保有する。

令和7年 月 日

発注者 大阪府箕面市西小路四丁目6番1号

箕面市長 原 田 亮 印

受注者

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき日本国の法令を遵守し、かつ地方創生応援税制の制度趣旨に則り、この単価契約（以下「本契約」という。）を常に善良なる管理者の注意をもって誠実に履行しなければならない。
- 2 本契約に基づく業務は、仕様書に定めのある業務（以下、「本業務」という。）を行い、寄附申出企業、寄附申出額等を記載した書面等（以下、「寄附申出書」という。）を受注者が発注者に提出し、寄附申出企業が発注者へ寄附行為を完遂したこと及び受注者による業務報告書を発注者が確認したことにより成立する。
- 3 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承認及び解除（以下「指示等」）は、原則として、書面により行わなければならない。
- 4 本契約の履行に関して発注者と受注者の間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は日本円とし、支払額は消費税及び地方消費税を加えた額とする。
- 6 本契約の履行に関して発注者と受注者の間で用いる計量単位は、特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 7 この契約書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 8 本契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 本契約に係る一切の訴訟の提起又は調停の申立てについては、被告の所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(契約の保証)

- 第2条 受注者は、本契約の締結と同時に、委託料の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は次の各号に掲げる担保の提供をもって代えることができる。
- (1) 国債又は地方債。この場合において提供される担保の価値は、額面金額の8割に相当する金額による。
- (2) 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫の発行する債券。この場合において提供される担保の価値は、額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。
- (3) 銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において提供される担保の価値は、小切手金額による。
- (4) 銀行に対する定期預金債権。この場合において提供される担保の価値は、当該債権の証書に記載された債権金額による。
- (5) 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に

規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証。この場合において提供される担保の価値は、保証書に記載された保証金額による。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (1) 本契約による債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
 - (2) 本契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証契約の締結
 - (3) 受注者が過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 3 前項第1号の場合においては、受注者は、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
- 4 受注者が第1項第5号及び第2項各号のいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第18条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。（必要ならおいておく）
- 5 委託料の変更があった場合においては、契約保証金の額が変更後の委託料の100分の10に相当する額に達するまで、発注者は、契約保証金の増額を請求することができ、受注者は、契約保証金の減額を請求することができる。

（定義）

第3条 本契約において用いられる以下の用語は、以下の各号に定めるところによる。

- (1) 「寄附」とは、地域再生法（平成17年法律第24号）第13条の3に定める、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附をいう。
- (2) 「対象プロジェクト」とは、発注者の実施する「第2期箕面市まち・ひと・しごと創生推進計画」に位置づけられる事業をいう。
- (3) 「事業紹介パンフレット」とは、営業対象企業に対して発注者の対象プロジェクトを紹介する目的で、発注者の指示に基づき受注者が受注者の費用負担で制作するパンフレットをいう。
- (4) 「寄附見込企業」とは、営業リストに記載され、受注者から営業を受けたことをきっかけとして、対象プロジェクトに対し寄附を行う旨の意思をもつ対象企業をいう。

（委託業務）

第4条 発注者が受注者に対し委託する本業務は、以下のとおりとする。

- (1) 寄附見込企業に対する、寄附に係る一次的な窓口業務（事前の説明、調整及び事務手続き等を含む。）
- (2) 前号の窓口業務を実施したうえで、寄附見込企業を発注者に取次ぐ業務

- (3) 発注者の指示に基づき、事業紹介パンフレットやWEBサイト等を受注者の費用負担で作成及び管理する業務
- (4) 能動的に営業対象企業に対して発注者及び発注者の対象プロジェクトを、(3)で作成した事業紹介パンフレットを提供する、WEBサイトに掲載するなどの方法で紹介し、発注者への寄附を促す業務
- (5) 対象プロジェクトの企画・実施にかかる協力や助言、情報提供等のコンサルティング業務
- (6) その他発注者と受注者が協議のうえ決定する、発注者の寄附獲得に資する支援業務

(業務工程表の提出)

第5条 受注者は、必要に応じて、本契約締結後 14 日以内にこの契約書に基づいて、業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

- 2 発注者は、前項の業務工程表の提出を受けたときは、遅滞なくこれを審査し、不相当と認めるときは、受注者と協議するものとする。
- 3 この契約書の他の条項の規定により履行期間または仕様書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「本契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。
- 4 受注者は、関係法令等を遵守するとともに、善良なる管理者の注意をもって、本業務を遂行する。
- 5 受注者は、第4条に基づき寄附見込企業を発注者に取次ぐにあたり、事前に一次的な窓口として、以下の業務を不足なく行う。
 - (1) 寄附見込企業に対して、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）における、いわゆる地方創生応援税制の仕組み及び対象プロジェクト等について十分に説明する。
 - (2) 寄附見込企業が反社会的勢力に該当しないことの調査を実施したうえで、発注者に紹介する。
 - (3) 発注者と受注者が協議の上決定した、発注者が寄附を受けるにあたり手続き上必要とする寄附申出書を寄附見込企業から取得し、発注者に提出する。
 - (4) その他発注者と受注者が協議の上で決定した、発注者が寄附を受けるにあたり事前に調整すべき事項を、寄附見込企業と調整する。
- 6 受注者は、発注者が求めたときはいつでも、速やかに本業務の遂行状況を報告する。なお、報告方法は、発注者の指示に従うものとするが、発注者の指示する報告方法により受注者に別途の費用が過度に生じる場合、受注者は代替方法をもって報告することができるものとする。
- 7 受注者は、寄附見込企業が発注者に対して寄附を行うことの見返りとして、寄附見込企

業に経済的利益（金銭に限らない。）を供与してはならない。

（検査）

第6条 受注者は、毎月5日（当日が受注者の休業日である場合には、翌営業日）までに発注者から前月の寄附実績状況を確認したときは、遅延なく業務報告書を発注者に提出し、発注者の検査を受けなければならない。

2 発注者は、業務報告書を受理したときは、その日から起算して10日以内に業務報告書について検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の検査に合格しないときは、発注者の指示に従い、直ちに必要な修正を行うものとし、当該修正が完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。この場合においては、修正の完了を業務の完了とみなして前2項の規定を適用する。

（委託料等）

第7条 本業務の委託料（以下、「委託料」という。）は、受注者が発注者に紹介した寄附見込企業から発注者が受けた寄附額に % を乗じ（円未満の端数は切り捨てる。）算出された金額に、消費税及び地方消費税を加算した額とする。

2 受注者は、第1条第2項に定める業務報告書に基づき、毎月10日（当日が受注者の休業日である場合には、翌営業日）までに発注者に対して前月の委託料を書面にて通知し、発注者は、当該通知を確認後、受注者に対し当該委託料を当該通知を受けた翌月末日（同日が金融機関の休業日である場合は前営業日）までに、受注者が別途指定する金融機関口座に振込により支払う。なお、振込手数料は発注者の負担とする。

3 発注者が委託料の支払いを遅延したときは、支払期日の翌日から支払い完了に至るまで、年2.5%（年365日として計算する。）の割合による遅延損害金を支払うものとする。

4 発注者の責に帰すべき事由により第1条第2項の報告に漏れがあった場合、発注者は、本来報告の漏れがなかったと仮定した場合の支払い期日に基づき、当該報告漏れの寄附に係る委託料に対する前項の遅延損害金を受注者に支払うものとする。

5 発注者は、本契約の有効期間が終了した場合であっても、本契約期間中に受注者から提出された寄附申出書がある場合、当該寄附申出書の受理が本契約終了日の前か後かによらず、当該寄附申出書を受理した限りは、受注者に対して当該寄附申出書を対象とする本委託料を支払うものとする。ただし、受注者の責に帰すべき事由による契約終了の場合には、その限りではない。

（秘密保持義務）

第8条 発注者及び受注者は、本契約の締結及び履行にあたり、相手方が秘密情報として指定した情報及び資料（以下、これらの情報及び資料を「本件秘密情報」という。）について、相手方の事前の同意なく、これを第三者に開示又は漏洩してはならない。但し、適用

法令又は行政若しくは司法機関等による命令若しくは決定等に基づき、本件秘密情報の開示が強制される場合には、受注者は、その限度において本件秘密情報を開示することができる。

- 2 発注者及び受注者は、相手方の本件秘密情報を本業務の遂行以外の目的（経済的利益を得るような行為を含むがこれに限らない。）に一切利用してはならないものとする。
- 3 発注者及び受注者は、発注者が要求した場合又は本契約が期間満了、解除その他の理由により終了した場合には、相手方の本件秘密情報（複製したものを含む。）の使用を中止し、相手方の指示に従って、本件秘密情報を発注者に返還又は破棄若しくは消去するものとする。
- 4 本件秘密情報の秘密保持義務は、本契約の有効期間終了後も継続する。

（個人情報の保護）

第9条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び箕面市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年箕面市条例第22号）その他法令を遵守しなければならない。

（一括再委託等の禁止）

第10条 受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者がこの契約書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、再委託先の名称及び住所、再委託を行う業務の範囲を通知し発注者の承諾を得なければならない。
- 3 前項の規定により業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとする場合において、受注者は、指名停止措置及び指名除外措置を受けている者並びに第15条第2項第16号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
- 4 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。
- 5 受注者は、第2項の規定により、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせたときは、その第三者が箕面市暴力団排除条例（平成26年箕面市条例第44号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を徴取し、発注者に提出しなければならない。ただし、その第三者との契約において、委託料が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 6 受注者が指名除外措置を受けた者又は第15条第2項第16号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

(損害賠償)

第 11 条 発注者及び受注者は、自己の責に帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合には、相手方に対し、その損害を賠償しなければならない。

2 受注者が本業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。ただし、発注者の責に帰すべき事由である場合にはこの限りでない。

(権利義務の譲渡)

第12条 受注者は、本契約により生じる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合にあつては、この限りでない。

(契約内容の変更、中止等)

第 13 条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議の上、本契約の内容を変更し、又は寄附申出書の納入を一時中止させることができる。

2 前項の場合において、履行期間又は委託料を変更する必要が認められるときは、発注者の指示又は発注者の査定額によるものとし、書面によりこれを定めるものとする。

3 発注者は、第 1 項の場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償するものとし、その賠償額は発注者と受注者とで協議して定める。

(発注者の任意解除権)

第 14 条 発注者は、本業務が完了するまでの間は、次条又は第 15 条の 2 の規定によるほか、必要があるときは、本契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により本契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の解除権)

第 15 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく本契約の全部又は一部を履行しないとき。

(2) 受注者の責めに帰する理由により履行期間内に業務を完了しないとき、又は完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の催告をすることなく、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 第 12 条の規定に違反して、本契約から生じる債権を譲渡したとき。
- (2) 受注者の債務の全部の履行が不能であるとき。
- (3) 受注者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始の申立があった場合
- (8) 手形の不渡り等の支払の停止があった場合
- (9) 公租公課の滞納処分を受けた場合
- (10) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に本契約から生じる債権を譲渡したとき。
- (11) 本契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。
- (12) 故意又は過失により発注者に重大な損害を与えたとき。
- (13) 発注者が行う業務報告書の検査に際し受注者に詐欺その他の不正行為があったとき。
- (14) 第 17 条の規定によらないで受注者から本契約の解除の申し入れがあったとき。
- (15) 第 10 条第 6 項の規定により、発注者から委任又は下請契約の解除を求められた場合において、受注者がこの求めに応じなかったとき。
- (16) 受注者（受注者が設計共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）を代表するものをいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
 - イ 役員等又は経営に事実上参加している者が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を

利用するなどしたと認められるとき。

ウ 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上に利益を不当に与えたと認められるとき。

エ 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 第10条第2項の規定により第三者に委任し、又は請け負わせようとするときの契約にあたり、その相手方がアからエに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(17) その他前各号に準ずるような本契約を継続しがたい重大な事由が発生した場合

3 次に掲げる場合には、発注者は、第1項の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。

(1) 債務の一部の履行が不能であるとき。

(2) 受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

第15条の2 発注者は、受注者が本契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本契約を解除することができる。

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第8条の4第1項の規定による必要な措置を命ぜられたとき。

(2) 独占禁止法第7条第1項若しくは第2項（同法第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、同法第8条の2第1項若しくは第3項、同法第17条の2又は同法第20条第1項の規定による排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受けたとき。

(3) 独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び同法第7条の9第1項の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を受けたとき、又は同法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同法第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。

(4) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されたとき（受注者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

(5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると認められたとき。

(6) 第12条の規定に違反したとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 16 条 前 2 条に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第 17 条 受注者は、発注者が本契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(発注者の損害賠償請求等)

第 18 条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を受注者に請求することができる。

- (1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
 - (2) 本契約の業務報告書に契約不適合があるとき。
 - (3) 業務報告書の引渡し後に本契約が解除されたとき。
 - (4) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
 - (5) 第 14 条、第 15 条又は第 15 条の 2 の規定により、本契約の全部又は一部を解除した場合で、当該解除事由によって損害を被ったとき
 - (6) 前 5 号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、前項の損害賠償に代えて、受注者は、違約金として、委託料の 100 分の 10 に相当する額を、発注者の指定する日までに、発注者に支払わなければならない。

- (1) 第 15 条の規定により本契約が解除された場合
- (2) 業務報告書の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

3 次の各号に掲げる者が本契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

4 第 1 項又は第 2 項の場合において、第 2 条第 1 項の規定により、契約保証金の納付又は

これに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

- 5 第2項及び前項の規定による違約金の支払いは、別に損害賠償の請求を妨げるものではない。
- 6 第1項、第2項（第3項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）又は前項に定める場合が、本契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項、第2項及び前項の規定は適用しない。
- 7 第2項の場合において、第2条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。
- 8 受注者は、本契約により、発注者に支払うべき債務が生じた場合において、その債務額を発注者の指定する期限内に納付しないときは、指定期限日の翌日から納付の日までの日数に応じ債務額に対して支払遅延防止法の率により計算した額を遅滞料として併せて発注者に納付しなければならない。

（受注者の損害賠償請求）

- 第19条 発注者は、第14条の規定により本契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償金の額は、発注者と受注者が協議の上、これを定めるものとする。ただし、その損害が、発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- 2 前項の規定は、第17条の規定に基づき本契約が解除された場合について準用する。

（賠償額の予定等）

- 第20条 受注者は、本契約に関し、第1号から第4号までのいずれかに該当するときは、賠償金として総予定額の100分の20に相当する額を、第5号に該当するときは、賠償金として、委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、発注者が本契約を解除するか否かを問わず、業務が完了した後も同様とする。
- (1) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下本項において同じ。)に違反行為があったとして公正取引委員会が行った排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った納付命令が確定したとき、又は独占禁止法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同法第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。
 - (3) 第15条の2第4号に規定する刑が確定したとき。

(4) 第 15 条の 2 第 5 号に該当したとき。

(5) 第 15 条の 2 第 6 号に該当したとき。

2 前項の場合において、発注者に生じた実際の損害額が、前項に規定する賠償額を超える場合にあっては、受注者は、超過額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前 2 項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散されているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払いを請求することができる。この場合において、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して前 2 項の額を発注者に支払わなければならない。

(解除の効果)

第 21 条 本契約が解除された場合には、受注者が本契約書記載の業務を本契約書記載の履行期間内に完了し、その業務の対価を発注者が支払うという、発注者及び受注者の義務は消滅する。

(紛争の処理)

第 22 条 受注者は、本契約に関し第三者との間に発注者の責めに帰さない紛争が生じたときは、受注者の負担においてその一切の処理をするものとする。

2 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、協議の上調停人 1 名を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは発注者と受注者とが折半し、その他のものは発注者と受注者とがそれぞれ負担する。

3 第 2 項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、同項に規定する紛争解決の手續前又は手續中であっても同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和 26 年法律第 222 号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

(消費税等額の変動)

第 23 条 本契約締結後、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)等の改正等によって消費税等額に変動が生じた場合は、発注者は、本契約をなんら変更することなく支払額に相当額を加減して支払う。

(疑義等の決定)

第 24 条 本契約に定めのない事項又は本契約に関して疑義が生じたときは、発注者と受注

者が協議の上、これを定めるものとする。

(電磁的記録による契約書の効力)

第 25 条 この契約を電磁的記録による契約書で締結する場合は、電子署名された日付にかかわらず、本書の内容を記録した電磁的記録に記載された契約締結日以降であって電子署名された日付以前に生じた事実、行為等についても効力を有するものとする。

(別紙 1)

企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託単価内訳書

業務名	単位	単価 (税抜)
企業版ふるさと納税マッチング支援業務	寄附金額 100 円あたり	円